主眼事項及び着眼点等(指定自立訓練(生活訓練))

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第1 基本方針		法第43条	
	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(個別支援計画)を作成し、これに基づき利用者に対して指定自立訓練(生活訓練)を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定自立訓練(生活訓練)を提供しているか。	平 18 厚令 171 第 3 条第 1 項	運営規程 個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った指定自立訓練(生活訓練)の提供に努めているか。	平 18 厚令 171 第 3 条第 2 項	運営規程 個別支援計画 ケース記録
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 3 条第 3 項	運営規程 研修計画、研修実 施記録 虐待防止関係書 類 体制の整備をし ていることが分 かる書類
	(4) 指定自立訓練(生活訓練)の事業者は、 利用者が自立した日常生活又は社会生活を 営むことができるよう、障害者総合支援法 施行規則第6条の6第2号に規定する期間 にわたり生活能力の維持、向上等のために 必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ 効果的に行っているか。	平 18 厚令 171 第 165 条 平 18 厚令 19 第 6 条の 7 第 2 号、 第 6 条の 6 第 2 号	運営規程 個別支援計画 ケース記録
第2 人員に関す る基準 1 指定自立訓練	 指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき	法第 43 条第 1 項 平 18 厚令 171	
1 指定日立訓練 (生活訓練)事業 所の従業者の員 数	従業者及びその員数は、次のとおりになっているか。	第166条第1項	
(1) 生活支援員	指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常 勤換算方法で、①に掲げる利用者の数を 6 で除 した数と②に掲げる利用者の数を 10 で除した数 の合計数以上となっているか。 ① ②に掲げる利用者以外の利用者 ② 指定宿泊型自立訓練の利用者	平 18 厚令 171 第 166 条第 1 項第 1 号 平 18 厚令 171 第 166 条第 6 項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	また、生活支援員のうち 1 人以上は常勤 となっているか。		用人数) が分かる 書類 (実績表等)
<u>(2) 地域移行支援</u> <u>員</u>	指定宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練 (生活訓練)事業所ごとに、1以上となっているか。	平 18 厚令 171 第166条第1項第2 号	勤務実績表 出勤簿 (タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数 (平均利 用人数) が分かる 書類 (実績表等)
(3) サービス管理 責任者	指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、① 又は②に掲げる利用者の数の区分に応じ、それ ぞれ①又は②に掲げる数となっているか。 ① 利用者の数が60以下 1以上 ② 利用者の数が61以上 1に利用者の数 が60を超えて40又はその端数を増すごと に1を加えて得た数以上 また、サービス管理責任者のうち1人以上は 常勤となっているか。 (ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立 訓練(生活訓練)事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。)	平 18 厚令 171 第 166 条第 1 項第 3 号 平 18 厚令 171 第 166 条第 7 項	勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利 用人数)が分かる 書類(実績表等)
(4) 看護職員	健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、第2の1の(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ1以上となっているか。 また、生活支援員のうち1人以上は常勤となっているか。	平 18 厚令 171 第 166条 第 2 項 平 18 厚令 171 第 166 条第 6 項	勤出力従勤利利か表等()の制力を発展を対し、大学の関連を対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、対して、
(5) 訪問による指 定自立訓練 (生 活訓練)	指定自立訓練(生活訓練)事業所における指定自立訓練(生活訓練)に併せて、訪問による指定自立訓練(生活訓練)を提供する場合は、(1)から(4)に規定する員数の従業員に加えて、当該訪問による指定自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を1人以上置いているか。	平 18 厚令 171 第 166 条第 3 項	勤務 実績表 カル 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学 大学

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
<u>(6)</u> 利用者数の算 定	(1)から(4)までの利用者の数は、前年度の平均値となっているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、適切な推定数により算定されているか。	平 18 厚令 171 第 166 条 第 4 項	利用者数(平均 利用人数)が分 かる書類(利用 者名簿等)
(7) 職務の専従	(1)から(4)に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練 (生活訓練)事業所の職務に従事する者となっているか。 (ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	平 18 厚令 171 第 166 条 第 5 項	従業者の勤務実 態の分かる書類 (出勤簿等)
(8) 管理者	指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに専ら その職務に従事する管理者を置いているか。 (ただし、指定自立訓練(生活訓練)事業所の 管理上支障がない場合は、当該指定自立訓練(生 活訓練)事業所の他の職務に従事させ、又は当 該指定自立訓練(生活訓練)事業所以外の事業 所、施設等の職務に従事させることができる。)	平 18 厚令 171 第 167 条準用(第 51 条)	管理者の雇用形態が分割を 態が分割を 勤務実績表 出勤等(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表
(9) 従たる事業所 を設置する場 合の特例	指定自立訓練(生活訓練)事業所における主たる事業所(主たる事業所)と一体的に管理運営を行う事業所(従たる事業所)を設置している場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平 18 厚令 171 第 167 条準用(第 79 条)	従業者の勤務実 態の分かる書類 (出勤簿等)
(経過措置)	指定特定身体障害者授産施設又は指定知的障害者更生施設若しくは指定特定知的障害者授産施設が、指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う場合において、平成18年厚生労働省令第171号(指定障害福祉サービス基準)の施行日において現に存する分場(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)を指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定前立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所又は指定就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行う事業所として設置する場合については、当分の間、(9)の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる従業者(サービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者となっているか。	平18厚令171附則第23条	適宜必要と認める資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第3 設備に関す <u>る基準</u>		法第43条 第2項	
1 設備	訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けているか。 (ただし、相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。)	平 18 厚令 171 第 168 条 第 1 項	平面図 設備・備品等一覧 表 【目視】
(1) 訓練・作業室	① 訓練又は作業に支障がない広さを有しているか。	平 18 厚令 171 第 168 条第 4 項	平面図 設備・備品等一覧 表
	② 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えているか。	平 18 厚令 171 第 168 条 第 2 項第 1 号	【目視】
(2) 相談室	室内における談話の漏えいを防ぐための間仕 切り等を設けているか。	平 18 厚令 171 第 168 条 第 2 項第 2 号	【目視】
(3)洗面所	利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 168 条 第 2 項第 3 号	【目視】
(4) 便所	利用者の特性に応じたものであるか。	平 18 厚令 171 第 168 条 第 2 項第 4 号	【目視】
(経過措置)	法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた指定特定身体障害者授産施設、旧法精神障害者福祉ホーム(障害者総合支援法施行令附則第8条の2に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。)又は指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設若しくは指定知的障害者通勤寮(基本的な設備が完成しているものを含み、指定障害福祉サービス基準施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。)において、指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、多目的室を設けないことができる。	平 18 厚令 171 附則第 22 条	適宜必要と認める資料
2 指定宿泊型自 立訓練を実施す る場合	指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所にあっては、第3の1に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとなっているか。	平 18 厚令 171 第 168 条 第 3 項	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う自立 訓練(生活訓練)事業所にあっては、第3の1 に規定する訓練・作業室を設けないことができ る。)		
_(1) 居室	① 一の居室の定員は、1人となっているか。② 一の居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル以上となっているか。	平 18 厚令 171 第 168条 第 3 項第 1 号	平面図 設備・備品等一覧 表 【目視】
(2)浴室	利用者の特性に応じたものとなっているか。	平 18 厚令 171 第 168 条 第3項第2号	平面図 設備・備品等一覧 表 【目視】
(経過措置)	(1)精神障害者生活訓練施設、精神障害者授産施設(精神障害者通所授産施設を除く。)、指定知的障害者中生施設(指定知的障害者入所更生施設に限る。)、指定特定知的障害者及所更生施設に限る。)及び指定知的障害者通勤寮において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について、第3の2の規定を適用する場合においては、同(1)①中「1人」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものを除く。)については「2人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第3条の適用を受けるものに限る。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者通勤寮については「4人以下」と、同(1)②中「一の居室の原床面積は」とあるのは「利用者1人あたりの床面積は」と、「7.43平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者更生施設、指定特定の下では「4.4平方メートル」と、指定知的障害者更生施設及び精神障害者授産施設については「6.6平方メートル」とする。	平 18 厚令 171 附則第 20 条第 1 項	適宜必要と認める資料
	(2) 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第4 条の規定の適用を受ける指定知的障害者通 勤寮については、第3の2の(1)の規定を 適用する場合においては、同(1)①中「1人」	平18厚令171附則 第20条 第2項	適宜必要と認め る資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
3 設備の専用	とあるのは、「原則として 4 人以下」と同(1)②中「7.43 平方メートル」とあるのは、「3.3 平方メートル」とする。 これらの設備は、専ら当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の用に供するものとなっている	平 18 厚令 171 第 168 条	適宜必要と認め る資料
	か。(ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。)	第5項	
<u>第4</u> 運営に関す る基準		法第43条第2項	
1 内容及び手続 の説明及び同意	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者等が指定自立訓練(生活訓練)の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 9 条第 1 項)	重要事項説明書利用契約書
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、社会福祉法第77条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 9 条 第 2 項)	重要事項説明書 利用契約書 その他利用者に 交付した書面
<u>2 契約支給量の</u> <u>報告等</u>	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供するときは、 当該指定自立訓練(生活訓練)の内容、契約支給量、その他の必要な事項(受給者証記載事項)を支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 10 条 第 1 項)	受給者証の写し
	(2) 契約支給量の総量は、当該支給決定障害 者等の支給量を超えていないか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 10 条 第 2 項)	受給者証の写し 契約内容報告書
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は指定 自立訓練(生活訓練)の利用に係る契約を したときは、受給者証記載事項その他の必 要な事項を市町村に対し遅滞なく報告して いるか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 10 条 第 3 項)	契約内容報告書

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(4) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、受給者証記載事項に変更があった場合に、(1)から(3)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 10 条 第 4 項)	受給者証の写し 契約内容報告書
3 提供拒否の禁 止	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、正当な 理由がなく指定自立訓練(生活訓練)の提供を 拒んでいないか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 11 条)	適宜必要と認め る資料
4 連絡調整に対する協力	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 12 条)	適宜必要と認める資料
5 サービス提供 困難時の対応	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定自立訓練(生活訓練)を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定自立訓練(生活訓練)事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 13 条)	適宜必要と認める資料
<u>6</u> 受給資格の確 <u>認</u>	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供を求められた場合は、 その者の提示する受給者証によって、支給決定 の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確か めているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 14 条)	受給者証の写し
7 訓練等給付費 の支給の申請に 係る援助	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、自立訓練(生活訓練)に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 15 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、自立訓練(生活訓練)に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 15 条 第 2 項)	適宜必要と認める資料
8 心身の状況等 <u>の把握</u>	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 16 条)	アセスメント記 録 ケース記録

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
9 指定障害福祉 サービス事業者 等との連携等	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 17 条第 1 項)	個別支援計画 ケース記録
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 17 条第 2 項)	個別支援計画 ケース記録
10 身分を証する 書類の携行	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者 に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及 び利用者又はその家族から求められたときは、 これを提示すべき旨を指導しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 18 条)	適宜必要と認め る資料
11 サービスの提 <u>供の記録</u>	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供した際は、当該指定自立訓練(生活訓練)の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練(生活訓練)の提供の都度記録しているか。	平18厚令171 第169条の2第1 項	サービス提供の記録
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指 定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指 定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必 要な事項を記録しているか。	平18厚令171 第169条の2第2 項	サービス提供の記録
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1) 及び(2)の規定による記録に際しては、支給 決定障害者等から指定自立訓練(生活訓練) を提供したことについて確認を受けている か。	平18厚令171 第169条の2第3 項	サービス提供の記録
12 指定自立訓練 (生活訓練)事業 者が支給決定障 害者等に求める ことのできる金 銭の支払の範囲 等	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者が指定 自立訓練(生活訓練)を提供する支給決定 障害者等に対して金銭の支払を求めること ができるのは、当該金銭の使途が直接利用 者の便益を向上させるものであって、当該 支給決定障害者等に支払を求めることが適 当であるものに限られているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 20 条 第 1 項)	適宜必要と認める資料
	(2)(1)の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定 障害者等に金銭の支払を求める理由につい	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 20 条	適宜必要と認め る資料

着眼点	根拠法令	確認文書
て書面によって明らかにするとともに、支 給決定障害者等に対し説明を行い、その同 意を得ているか。 (ただし、13 の(1)から(4)までに掲げる支 払については、この限りでない。)	第2項)	
(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、 支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 170 条 第 1 項	請求書領収書
(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。	平 18 厚令 171 第 170 条 第 2 項	請求書領収書
及び(2)の支払を受ける額のほか、指定自立 訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を 除く。)において提供される便宜に要する 費用のうち、支給決定障害者から受けるこ とのできる次に掲げる費用の支払を受けて	平 18 厚令 171 第 170 条 第 3 項	請求書領収書
 ① 食事の提供に要する費用 (次のイ又は口に定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、 	平 18 厚令 171 第 170 条第 5 項 平 18 厚告 545 の二 のイ 平 18 政令 10 第 17 条第 1~4 号	
支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあっては、配偶者に限る。)の所得割を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては16万円未満)であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについて		
は、食材料費に相当する額 ② 日用品費 ③ ①又は②のほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの		
	総決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13 の(1)から(4)までに掲げる支払については、この限りでない。) (1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 (3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けているか。 ① 食事の提供に要する費用 (次のイ又は口に定めるところによる) イ 食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ 事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者にあっては、配偶者に限る。)の所得割を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、配偶者に限る。)の所得割を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては16万円未満)であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 ② 日用品費 ③ ①又は②のほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給	総決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得ているか。 (ただし、13 の(1)から(4)までに掲げる支払については、この限りでない。) (1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けているか。 (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けているか。 (3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1)及び(2)の支払を受ける額のほか、指定自立訓練を除く。)において提供される便宜に要する費用のうち、支給決定障害者から受けることのできる次に掲げる費用の支払を受けているか。 (1) 食事の提供に要する費用(次のイ又は口に定めるところによる)イ食材料費及び調理等に係る費用に相当する額 ロ事業所等に通う者等のうち、障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1号に掲げる者のうち、支給決定障害者等及び同一の世帯に属する者(特定支給決定障害者にあっては、配偶者に限る。)の所得割を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、配偶者に限る。)の所得割を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、配偶者に限る。)の所得割を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、配偶者に限る。)の所得割を合算した額が28万円未満(特定支給決定障害者にあっては、16万円未満)であるもの又は同令第17条第2号から第4号までに掲げる者に該当するものについては、食材料費に相当する額 ② 日用品費 ③ ①又は②のほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される値でに要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(4) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指	平 18 厚令 171	請求書
	定宿泊型自立訓練を行う場合には、(1)及び	第170条	領収書
	(2)の支払を受ける額のほか、指定宿泊型自	第4項	
	立訓練において提供される便宜に要する費		
	用のうち、支給決定障害者から受けること		
	のできる次に掲げる費用の支払を受けてい		
	るか。		
	① 食事の提供に要する費用	平 18 厚令 171	
	(次のイ又は口に定めるところによる)	第170条	
	イ 食材料費及び調理等に係る費用に	第5項	
	相当する額	平 18 厚告 545	
	ロ事業所等に通う者等のうち、障害	二のイ	
	者総合支援法施行令(平成 18 年政令	平 18 政令 10	
	第10号) 第17条第1号に掲げる者	第17条第1~4号	
	のうち、支給決定障害者等及び同一	·// / / / / / / / / / / / / / / / / / /	
	の世帯に属する者(特定支給決定障		
	害者にあっては、配偶者に限る。)		
	の所得割を合算した額が28万円未満		
	(特定支給決定障害者にあっては 16		
	万円未満)であるもの又は同令第17		
	条第2号から第4号までに掲げる者		
	に該当するものについては、食材料		
	費に相当する額	亚10 原生 5/5 一页	
	② 光熱水費	平18厚告545二の	
	(光熱水費に係る利用料は、光熱水費に	口	
	相当する額とすること。)	亚 10 原生 545	
	③ 居室(国若しくは地方公共団体の負担	平 18 厚告 545	
	若しくは補助又はこれらに準ずるものを	二のハ	
	受けて建築され、買収され、又は改造されたよのもいく、		
	れたものを除く。)の提供を行ったこと		
	に伴い必要となる費用		
	イ 居室の提供に要する費用に係る利用 ************************************		
	料は、室料に相当する額を基本とする。		
	ロ 居室の提供に要する費用に係る利用		
	料の水準の設定に当たって勘案すべき		
	事項は、次のとおりとする。		
	(イ) 利用者が利用する施設の建設費用		
	(修繕費用、維持費用等を含み、公)		
	的助成の有無についても勘案するこ		
	(ロ) 近隣地域に所在する類似施設の家		
	賃の平均的な費用		
	⑤ ①から④に掲げるもののほか、指定宿		
	泊型自立訓練において提供される便宜に		
	要する費用のうち、日常生活においても		
	通常必要となるものに係る費用であっ		
	て、支給決定障害者に負担させることが		
	適当と認められるもの		

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(5) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1) から(4)までに掲げる費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しているか。	平 18 厚令 171 第 170 条 第 6 項	領収書
	(6) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(3) 及び(4)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 170 条 第 7 項	重要事項説明書
14 利用者負担額に係る管理	(1)指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支 給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受け る者及び平成18年厚生労働省告示第553号 の一に定める者に限る。)が同一の月に当 該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供 する指定宿泊型自立訓練及び他の指定障害 福祉サービス等を受けたときは、当該指定 宿泊型自立訓練及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定自立訓練(生 活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を 市町村に報告するとともに、当該支給決定 障害者及び当該他の指定障害福祉サービス 等を提供した指定障害福祉サービス事業者 等に通知しているか。	平18 厚令 171 第 170 条の 2 第 1 項 平18 厚告 553 の一	適宜必要と認める資料
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び平成18年厚生労働省告示第553号の一に定める者を除く。)の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が提供する指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定自立訓練(生活訓練)及び他の障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しているか。 この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しているか。	平 18 厚令 171 第 170 条の 2 第 2 項 平 18 厚告 553 の一	適宜必要と認める資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
15 訓練等給付費 の額に係る通知 等	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領により市町村から指定自立訓練(生活訓練)に係る訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る訓練等給付費の額を通知しているか。		通知の写し
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しているか。		サービス提供証明書の写し
16 指定自立訓練 (生活訓練)の取 扱方針	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定自立訓練(生活訓練)の提供が漫然かつ画一的なものとならないように配慮しているか。	171条	適宜必要と認める資料
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行っているか。	171条	適宜必要と認める資料
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供する指定自立訓練(生活訓練)の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 57 条 第 3 項)	適宜必要と認める資料
17 自立訓練(生活 訓練)計画の作成 等	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理 者は、サービス管理責任者に指定自立訓練 (生活訓練)に係る個別支援計画(自立訓練(生活訓練)計画)の作成に関する業務 を担当させているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 58 条 第 1 項)	個別支援計画 サービス管理責 任者が個別支援 計画を作成して いることが分か る書類
	(2) サービス管理責任者は、自立訓練(生活 訓練)計画の作成に当たっては、適切な方 法により、利用者について、その有する能 力、その置かれている環境及び日常生活全 般の状況等の評価を通じて利用者の希望す る生活や課題等の把握(アセスメント)を 行い、利用者が自立した日常生活を営むこ	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 58 条 第 2 項)	個別支援計画 アセスメント及 びモニタリング を実施したこと が分かる記録

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	とができるように支援する上での適切な支 援内容の検討をしているか。		
	(3) アセスメントに当たっては、利用者に面接して行なっているか。 この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得ているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用 (第 58 条第 3 項)	アセスメントを 実施したことが 分かる記録 面接記録
	(4) サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定自立訓練(生活訓練)の目標及びその達成時期、指定自立訓練(生活訓練)を提供する上での留意事項等を記載した自立訓練(生活訓練)計画の原案を作成しているか。 この場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所が提供する指定自立訓練(生活訓練)以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて自立訓練(生活訓練)計画の原案に位置付けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用 (第 58 条 第 4 項)	個別支援計画の 原案 他サービスとの 連携状況が分か る書類
	(5) サービス管理責任者は、自立訓練(生活 訓練)計画の作成に係る会議(テレビ電話 装置等の活用可能。)を開催し、自立訓練 (生活訓練)計画の原案の内容について意 見を求めているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 58 条 第 5 項)	サービス担当者会議の記録
	(6) サービス管理責任者は、自立訓練(生活 訓練)計画の原案の内容について利用者又 はその家族に対して説明し、文書により利 用者の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 58 条 第 6 項)	個別支援計画
	(7) サービス管理責任者は、自立訓練(生活 訓練)計画を作成した際には、当該自立訓 練(生活訓練)計画を利用者に交付してい るか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 58 条 第 7 項)	利用者に交付し た記録 個別支援計画
	(8) サービス管理責任者は、自立訓練(生活 訓練)計画の作成後、自立訓練(生活訓練) 計画の実施状況の把握(モニタリング)(利 用者についての継続的なアセスメントを含 む。)を行うとともに、少なくとも3月に1 回以上、自立訓練(生活訓練)計画の見直 しを行い、必要に応じて自立訓練(生活訓	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 58 条 第 8 項)	個別支援計画 アセスメント及 びモニタリング に関する記録

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	 練)計画の変更を行っているか。 (9)サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行っているか。 ① 定期的に利用者に面接すること。 ② 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 	第 171 条 準用(第 58 条	モニタリング記 録 面接記録
	(10) 自立訓練(生活訓練)計画に変更のあった場合、(2)から(7)に準じて取り扱っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 58 条 第 10 項)	(2) から (7) に掲 げる確認資料
18 サービス管理 責任者の責務	サービス管理責任者は、自立訓練(生活訓練) 計画の作成等のほか、次に掲げる業務を行っているか。 ① 利用申込者の利用に際し、その者に係る 指定障害福祉サービス事業者等に対する照 会等により、その者の心身の状況、当該指 定自立訓練(生活訓練)事業所以外におけ る指定障害福祉サービス等の利用状況等を 把握すること。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 59 条)	個別支援計画 アセスメント及 びモニタリング に関する記録
	② 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。		個別支援計画 アセスメント及 びモニタリング に関する記録 サービス提供の 記録
	③ 他の従業者に対する技術指導及び助言を 行うこと。		他の従業者に指 導及び助言した 記録
19 相談及び援助	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。		適宜必要と認め る資料
20 訓練	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行っているか。		適宜必要と認め る資料
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利	平 18 厚令 171	適宜必要と認め

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行っているか。	第 171 条準用(第 160条 第 2 項)	る資料
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させているか。	平 18 厚令 171 第 171 条準用(第 160条 第 3 項)	適宜必要と認め る資料
	(4) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせていないか。	平 18 厚令 171 第 171 条準用(第 160条 第 4 項)	適宜必要と認め る資料
21 地域生活への 移行のための支 援	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行っているか。	第 171 条準用(第 161 条	適宜必要と認める資料
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行っているか。	第 171 条準用(第 161 条	適宜必要と認め る資料
22 食事	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得ているか。	第171条	適宜必要と認め る資料
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 86 条第 2 項)	適宜必要と認める資料
	(3) 調理はあらかじめ作成された献立に従っ て行われているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 86 条第 3 項)	適宜必要と認め る資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(4) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、食事の提供を行う場合であって、指定自立訓練(生活訓練)事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 86 条第 4 項)	適宜必要と認める資料
<u>23 緊急時等の対</u> <u>応</u>	従業者は、現に指定自立訓練(生活訓練)の 提供を行っているときに利用者に病状の急変が 生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療 機関への連絡を行う等の必要な措置を講じてい るか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 28 条)	緊急時対応マニ ュアル ケース記録 事故等の対応記 録
24 健康管理	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 87 条)	適宜必要と認め る資料
25 支給決定障害者に関する市町村への通知	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を受けている支給決定障害者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しているか。 ① 正当な理由なしに指定自立訓練(生活訓練)の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。 ② 偽りその他不正な行為によって訓練等給付費又は特例訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 88 条)	適宜必要と認める資料
26 管理者の責務	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理者は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っているか。 (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業所の管理	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 66 条 第 1 項) 平 18 厚令 171	適宜必要と認める資料
	者は、当該自立訓練(生活訓練)事業所の 従業者に指定障害福祉サービス基準第10 章の規定を遵守させるため必要な指揮命令 を行っているか。	第171条 準用 (第66条 第2項)	る資料
27 運営規程	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めてあるか。 ① 事業の目的及び運営の方針② 従業者の職種、員数及び職務の内容③ 営業日及び営業時間④ 利用定員	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 89 条)	運営規程

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	 1 指定自立訓練(生活訓練)の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額 6 通常の事業の実施地域 7 サービスの利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 11 虐待の防止のための措置に関する事項 12 その他運営に関する重要事項 		
<u>28</u> 勤務体制の確 <u>保等</u>	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対し、適切な指定自立訓練(生活訓練)を提供できるよう、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、従業者の勤務体制を定めているか。		従業者の勤務表
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者によって指定自立訓練(生活訓練)を提供しているか。 (ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。)	第171条	勤務形態一覧表 または雇用形態 が分かる書類
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 68 条 第 3 項)	研修計画、研修実施記録
	(4) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、適切な指定自立訓練(生活訓練)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 68 条 第 4 項)	就業環境が害されることを防止するための方針が分かる書類
<u>29</u> 業務継続計画 の策定等	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 33 条の 2 第 1 項)	業務継続計画

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 33 条の 2 第 2 項)	研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 33 条の 2 第 3 項)	業務継続計画の 見直しを検討し たことが分かる 書類
30 定員の遵守	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用定員を超えて指定自立訓練(生活訓練)の提供を行っていないか。 (ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りでない。)	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 69 条)	運営規程 利用者数が分か る書類 (利用者名 簿等)
31 非常災害対策	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 70 条 第 1 項)	非常火災時対応 マニュアル (対応 計画) 運営規程 通報・連絡体制 消防用設備点検 の記録
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、非 常災害に備えるため、定期的に避難、救出 その他必要な訓練を行っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 70 条 第 2 項)	避難訓練の記録 消防署への届出
	(3) 指定自立訓練 (機能訓練) 事業者は、(2) の訓練の実施に当たって、地域住民の 参加が得られるよう連携に努めているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 70 条 第 3 項)	地域住民が訓練 に参加している ことが分かる書 類
32 衛生管理等	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条準用(第 90 条 第 1 項)	衛生管理に関する書類
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当 該指定自立訓練(生活訓練)事業所におい て感染症又は食中毒が発生し、又はまん延 しないように、次に掲げる措置を講じてい るか。	平 18 厚令 171 第 171 条準用(第 90 条 第 2 項)	衛生管理に関す る書類
	① 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所 における感染症及び食中毒の予防及びま		委員会議事録

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	ん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能。)を 定期的に開催するとともに、その結果に ついて、従業者に周知徹底を図っている か。 ② 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所		感染症及び食中
	における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備しているか。		毒の予防及びま ん延の防止のた めの指針
	③ 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所 において、従業者に対し、感染症及び食 中毒の予防及びまん延の防止のための研 修並びに感染症の予防及びまん延防止の ための訓練を定期的に実施しているか。		研修及び訓練を 実施したことが 分かる書類
33 協力医療機関	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者 の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協 力医療機関を定めてあるか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 91 条)	適宜必要と認め る資料
34 掲示	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。又は、指定自立訓練(生活訓練)事業者は、これらの事項を記載した書面を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 92 条第 1 項・第 2 項)	事業所の掲示物又は備え付け閲覧物
35 身体拘束等の 禁止	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(身体拘束等)を行っていないか。	平18 厚令 171 第171 条 準用(第35 条の2 第1項)	個別支援計画 身体拘束等に関 する書類
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 35 条の 2 第 2 項)	身体拘束等に関する書類(必要事項が記載されている記録、理由が分かる書類等)
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じているか。 ① 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 35 条の 2 第 3 項)	委員会議事録

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	可能。)を定期的に開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を 図っているか。 ② 身体拘束等の適正化のための指針を整 備しているか。		身体拘束等の適 正化のための指 針
	③ 従業者に対し、身体拘束等の適正化の ための研修を定期的に実施しているか。		研修を実施した ことが分かる書 類
36 秘密保持等	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業 者及び管理者は、正当な理由がなく、その 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密 を漏らしていないか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 36 条第 1 項)	従業者及び管理 者の秘密保持誓 約書
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 36 条第 2 項)	従業者及び管理 者の秘密保持誓 約書 その他必要な措 置を講じたこと が分かる文書 (就 業規則等)
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、他の指定自立訓練(生活訓練)事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 36 条第 3 項)	個人情報同意書
37 情報の提供等	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定自立訓練(生活訓練)事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	第 171 条	情報提供を行ったことが分かる 書類 (パンフレット等)
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当 該指定自立訓練(生活訓練)事業者につい て広告をする場合においては、その内容が 虚偽又は誇大なものとなっていないか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 37 条第 2 項)	事業者のHP画 面・パンフレット
38 利益供与等の 禁止	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定自立訓練(生活訓練)事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供		適宜必要と認める資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	与していないか。 (2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 38 条第 2 項)	適宜必要と認める資料
39 苦情解決	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 39 条第 1 項)	苦情受付簿 重要事項説明書 契約書 事業所の掲示物
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の 内容等を記録しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 39 条第 2 項)	苦情者への対応 記録 苦情対応マニュ アル
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練(生活訓練)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 39 条第 3 項)	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(4) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その提供した指定自立訓練(生活訓練)に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定自立訓練(生活訓練)の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 39 条第 4 項)	都道府県からの 指導または助言 を受けた場合の 改善したことが 分かる書類
	(5) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、そ	平 18 厚令 171	都道府県または

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	の提供した指定自立訓練(生活訓練)に関し、法第48条第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定自立訓練(生活訓練)事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。	第 171 条 準用(第 39 条第 5 項)	市町村からの指導または助言を受けた場合の改善したことが分かる書類
	(6) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、都 道府県知事、市町村又は市町村長から求め があった場合には、(3)から(5)までの改善 の内容を都道府県知事、市町村又は市町村 長に報告しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 39 条第 6 項)	都道府県等への 報告書
	(7) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 39 条 第 7 項)	運営適正化委員 会の調査又はあ っせんに協力し たことが分かる 資料
<u>40</u> 事故発生時の 対応	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 40 条 第 1 項)	事故対応マニュ アル 都道府県、市町 村、家族等への報 告記録
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、事 故の状況及び事故に際して採った処置につ いて、記録しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 40 条 第 2 項)	事故の対応記録 ヒヤリハットの 記録
	(3) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 40 条第 3 項)	再発防止の検討 記録 損害賠償を速や かに行ったこと が分かる資料 (賠 償責任保険書類 等)
41 虐待の防止	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、虐待の 発生又はその再発を防止するため、次に掲げる 措置を講じているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 40 条の 2)	

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	① 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所 における虐待を防止するための対策を検 討する委員会(テレビ電話装置等の活用 可能。)を定期的に開催するとともに、 その結果について、従業者に周知徹底を 図っているか。		委員会議事録
	② 当該指定自立訓練(生活訓練)事業所 において、従業者に対し、虐待の防止の ための研修を定期的に実施しているか。		研修を実施した ことが分かる書 類
	③ ①及び②に掲げる措置を適切に実施す るための担当者を置いているか。		担当者を配置し ていることが分 かる 書 類
42 会計の区分	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに経理を区分するとともに、指定自立訓練(生活訓練)の事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	平 18 厚令 171 第 171 条 準用(第 41 条)	収支予算書・決算 書等の会計書類
43 地域との連携 等	指定自立訓練(生活訓練)事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。		適宜必要と認める資料
44 記録の整備	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備してあるか。	平18厚令171 第170条の23 第1項	職員名簿 設備・備品台帳 帳簿等の会計書 類
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しているか。 ① 自立訓練(生活訓練)計画 ② サービスの提供の記録 ③ 支給決定障害者に関する市町村への通知に係る記録 ④ 身体拘束等の記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	平18 厚令 171 第170 条の 23 第2項	左記①から⑥までの書類
45 電磁的記録等	(1) 指定障害福祉サービス事業者及びそ の従業者は、作成、保存その他これら に類するもののうち、書面(書面、書 類、文書、謄本、抄本、正本、副本、	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。)で行うことが規定されているとが規定されるもの(2の(1)の受給者証記表するもの(2の会給者証に記載されられるの受給者正にが義策はのでは、書面に係ることが規定は代えらのでは、書面に係る電磁的にでは、書面に係る電磁的にの知道にでは、改認識することができないるにないでは、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいるか。)により行うことができているか。		
	(2)指定障害福祉サービス事業者及び他 では、変付、説明、同交付等」 では、変もの(以下「うっとがの。)のうち、は想定される方のものでからの。 をは、できれる方のは想定される方のはまたのできれる方ののる又は特等の相手方が同でない。 を得ては、当該交付等の相手方が管害をある場合には当該配慮をした。 である場合には当な配慮をして、まるできない方法では、知覚によるに、電磁的人のい方法でいるか。 によることができているか。		適宜必要と認める資料
第5 共生型障害 福祉サービス に関する基準 1 共生型自立訓 練(生活訓練)の 事業を行う指定 通所介護事業者 等の基準	共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指定通所介護事業者等は当該事業に関して、次の基準を満たしているか。 (1)指定通所介護事業所等の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護等の利用者の数と共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。	平 18 厚令 171 第 171 条の 2	平面図 【目視】 利用者数の分か る資料
	(2) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、 当該指定通所介護事業所等が提供する指定 通所介護等の利用者の数を指定通所介護等 の利用者の数及び共生型自立訓練(生活訓練)の利用者の数の合計数であるとした場 合における当該指定通所介護事業所等とし て必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出勤簿(タイム カード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均 利用人数)が分

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(3) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指		かる書類(実績 表等) 適宜必要と認め る資料
2 共生型自立訓	定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。 共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う指		運営規程
無(生活訓練)の 事業を行う指定 小規模多機能型 居宅介護事業者 等の基準	定小規模多機能型居宅介護事業者等は、当該事業に関して、次の基準を満たしているか。 (1)指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、18人)以下とすること。	第 171 条の 3	利用者数が分かる書類(利用者 名簿等)
	(2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が 行う指定小規模多機能型居宅介護等のうち 通いサービスの利用定員を登録定員の2分 の1から15人(登録定員が25人を超える 指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあ っては、登録定員に応じて、次の表に定め る利用定員、サテライト型指定小規模多機 能型居宅介護事業所等にあっては、12人) までの範囲内とすること。		運営規程 利用者数が分か る書類 (利用者名 簿等)
	登録定員 利用定員 26人又は27人 16人 28人 17人 29人 18人		
	(3) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の 居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる 適当な広さを有すること。		平面図【目視】
	(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等の 従業者の員数が、当該指定小規模多機能型 居宅介護事業所等が提供する通いサービス の利用者の数を通いサービスの利用者の数 並びに共生型通いサービスを受ける障害者 及び障害児の数の合計数であるとした場合 における指定地域密着型サービス基準第63 条若しくは第171条又は指定地域密着型介 護予防サービス基準第44条に規定する基準 を満たしていること。		勤務実績表 出勤簿(タイムカード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均利 用人数)が分かる 書類(実績表等)
	(5) 共生型自立訓練(生活訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指		適宜必要と認め る資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関 係施設から必要な技術的支援を受けている こと。		
3 準用	(第4及び共生型自立訓練(生活訓練)の事業を準用)	平18 厚令171 第171条の4 準用 (第9条から第18条まで、条、第23条、第33条の2、第35条の2から第41条まがら第66条、第68条がら第66条、第68条がら第70条まで、第85条の2から第74条、第79条まで、第85条の2から第161条、第161条の2を第161条の第165条及び第161条の第165条及び第171条を除く。))	同準用項目と同一文書
4 電磁的記録等	(1)指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証にが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。		適宜必要と認める資料
第6基準該当障害福祉サービスに関する基準		法第30条 第1項第2号(

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
1 基準該当自立 訓練(生活訓練) の基準	基準該当自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス基準第 219 条に規定する特定基準該当生活介護を除く。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとなっているか。 (1)指定通所介護事業者(平成11年厚生省令第37号「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「指定居宅サービス等基準」という。)第93条第1項に規定する指定通所介護事業者(平成18年厚生労働省令第34号「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(以下「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」という。)第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者)(指定通所介護事業者等)であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型が必要を提供するものであること。	平 18 厚令 171 第 172 条	適宜必要と認める資料
	(2) 指定通所介護事業所(指定居宅サービス 等基準第93条第1項に規定する指定通所 介護事業所)又は指定地域密着型通所介護 事業所(指定地域密着型サービス基準第20 条第1項に規定する指定地域密着型通所介 護事業所)(指定通所介護事業所等)の食 堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護 等の利用者の数と基準該当自立訓練(生活 訓練)を受ける利用者の数の合計数で除し て得た面積が3平方メートル以上であるこ と。		平面図 【目視】 利用者数の分か る資料
	(3) 指定通所介護事業所等の従業者の員数が、 当該指定通所介護事業所等が提供する指定 通所介護等の利用者の数を指定通所介護等 の利用者及び基準該当自立訓練(生活訓練) を受ける利用者の数の合計数であるとした 場合における当該指定通所介護事業所等と して必要とされる数以上であること。		勤務実績表 出勤簿(タイム カード) 従業体制の資本 動用人数(大調を 利用人数)が表 表等)

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(4) 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける 利用者に対して適切なサービスを提供する ため、指定自立訓練(生活訓練)事業所そ の他の関係施設から必要な技術的支援を受 けていること。		適宜必要と認める資料
2 指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例	次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模 多機能型居宅介護事業者等が地域において自立 訓練(生活訓練)が提供されていないこと等に より自立訓練(生活訓練)を受けることが困難 な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護 等のうち通いサービスを提供する場合に、当該 通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練) と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能 型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活 訓練)事業所とみなしているか。この場合にお いて、1の規定は、当該指定小規模多機能型居	平 18 厚令 171 第 172 条の 2	
	室介護事業所等については適用しない。 (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の6において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所		運営規程 利用者数が分かる書類(利用者 名簿等)
	にあっては、18人)以下とすること。 (2)当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス		運営規程 利用者数が分か る書類(利用者 名簿等)

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
土収事場	大は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の6において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人)までの範囲内とすること。	*************************************	1年記入書
	登録定員 利用定員 26人又は27人 16人 28人 17人 29人 18人 (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。		平面図【目視】
	(4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、指定障害福祉サービス基準第94条の2の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは同基準第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準第54条の12の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは同基準第71条の6において準用する同基準第54条の12の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第63条又は第171条に規		勤務実績表 カカ
	定する基準を満たしていること。 (5)この2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所		適宜必要と認める資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	その他の関係施設から必要な技術的支援を 受けていること。		
3 利用者負担額 等の受領	(「主眼事項及び着眼点(指定自立訓練(機能 訓練))」第4の13の(2)から(5)を準 用)	平 18 厚令 171 第 173 条 準用 (第 159 条第 2~6 項)	同準用項目と同 一文書
第7 多機能型に 関する特例		法第43条	
利用定員に関 する特例	(1) 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労移行支援事業所、多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所(「多機能型事業所」と総称)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次に掲げる人数とすることができる。 ① 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)6人以上 ② 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所6人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合にあっては、宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練の利用定員が10人以上かつ宿泊型自立訓練の利用定員が6人以上とする。 ③ 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 10人	平 18 厚令 174 第 89 条第 1 項	運営規程 利用者類(利用者 名簿等)
	以上 (2)離島その他の地域であって平成18年厚生 労働省告示第540号「厚生労働大臣が定め る離島その他の地域」に定める地域のうち、 将来的にも利用者の確保の見込みがないと して都道府県知事が認めるものにおいて事 業を行う多機能型事業所については、(1)中 「20人」とあるのは「10人」とできる。 この場合において、地域において障害福 祉サービスが提供されていないこと等によ		運営規程 利用者数が分か る書類(利用者 名簿等)

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	り障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所(多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。)については、当該多機能型事業所の利用定員を、1人以上とすることができる。		
2 従業者の員数 等に関する特例	(1) 多機能型事業所は、一体的に事業を行う 多機能型事業所の利用定員数の合計が20人 未満である場合は、第2の1の(1)又は(4) にかかわらず、当該多機能型事業所に置く べき従業者(医師及びサービス管理責任者 を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなけ ればならないとすることができる。	平 18 厚令 171 第 215 条第 1 項 平 18 厚令 174 第 90 条第 1 項	勤務 (タース) () () () () () () () () () (
	(2) 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。)は、第2の1の(3)にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち平成18年9月厚生労働省告示第544号「指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等」の二に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれに掲げる数とし、この項目の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないこととすることができる。 ① 利用者の数の合計が60以下1以上 ② 利用者の数の合計が61以上1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	平18厚令171 第215条第2 項 平18厚令174 第90条第2項 平18厚告544の二	勤出力従勤利利か表務勤一業務用用る等実績(の)の制数数類(の)の制数数類(の)の制数数類(の)の制数数類(の)の制数数類(の)の)の制数数類(の)の)の)の)の)の)の)の)の)の)の)の)の)の)の)の (の)の)の)の)
	(3) 第6の1の(2)後段により多機能型事業所 の利用定員を1人以上とすることができる こととされた多機能型事業所は、第2の1 の(1)にかかわらず、一体的に事業を行う多 機能型事業所を一の事業所であるとみなし て、当該一の事業所とみなされた事業所に	平 18 厚令 174 第 90 条第 3 項	勤務実績表 出勤簿(タイム カード) 従業員の資格証 勤務体制一覧表 利用者数(平均

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、次の①に掲げる利用者の数を 6 で除した数と②に掲げる利用者の数を 10 で除した数の合計数以上とすることができる。これにより置くべきものとされる生活支援員のうち1人以上は常勤でなければならない。 ① 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者 ② 就労継続支援B型の利用者		利用人数)が分 かる書類(実績 表等)
3 設備の特例	多機能型事業所については、サービスの提供 に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事 業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用する ことができる。	平 18 厚令 171 第 216 条 平 18 厚令 174 第 91 条	平面図 設備・備品等一 覧表 【目視】
4 電磁的記録等	(1)指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるもの(受給者証記載事項又は受給者証に記載された内容により確認することが義務付けられているもの及び(2)に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録により行うことができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 1 項	電磁的記録簿冊
	(2) 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、交付等のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法によることができているか。	平 18 厚令 171 第 224 条第 2 項	適宜必要と認める資料
第8 変更の届出等	(1) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第34条の23にいう事項に変更があったとき、又は休止した当該指定自立訓練(生活訓練)の事業を再開したときは、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第46条第1項 施行規則第34条 の23	適宜必要と認める資料
	(2) 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、当該指定自立訓練(生活訓練)の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を	法第46条第2項 施行規則第34条 の23	適宜必要と認め る資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
第9 介護給付費 又は訓練等給 付費の算定及 び取扱い	都道府県知事に届け出ているか。	法第29条 第3項	
1 基本事項	(1) 指定自立訓練(生活訓練)に要する費用 の額は、平成18年厚生労働省告示第523号 の別表「介護給付費等単位数表」の第11に より算定する単位数に、平成18年厚生労働 省告示第539号「厚生労働大臣が定める一 単位の単価」に定める一単位の単価を乗じ て得た額を算定しているか。	平 18 厚告 523 の一 平 18 厚告 539	適宜必要と認める報酬関係資料
	(ただし、その額が現に当該指定自立訓練 (生活訓練) に要した費用の額を超えると きは、当該現に指定自立訓練(生活訓練) に要した費用の額となっているか。)	法第29条 第3項	
	(2) (1) の規定により、指定自立訓練(生活訓練)に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定しているか。	平18厚告523の二	適宜必要と認める報酬関係資料
2 生活訓練サービス費 (1)生活訓練サービス費(I)	生活訓練サービス費(I)については、指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523別表 第11の1の注1	適宜必要と認める報酬関係資料
<u>(2) 生活訓練サー</u> <u>ビス費(Ⅱ)</u>	生活訓練サービス費(II) (視覚障害者に対する専門的訓練の場合を除く。) については、指定障害福祉サービス基準第166条若しくは第220条又は指定障害者支援施設基準第4条1項第3号の規定により平成18年厚告第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等(共生型自立訓練(生活訓練)事業所を除く。) に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、利用者の居宅を訪問して平成18年厚告第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等(共生型自立訓練(生活訓練)等(共生型自立訓練(生活訓練)を除く。)を行った場合に、自立訓練(生活訓練)計画、特定基準	平18厚告523別表 第11の1の注2	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	該当障害福祉サービス計画(特定基準該当自立 訓練(生活訓練)に係る計画に限る。)又は施 設障害福祉サービス計画に位置付けられた内容 の平成18年厚告第523号別表第11の1の2の 注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等を行 うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定 しているか。		
(2-2)生活訓練 サービス費(Ⅱ) の視覚障害者に 対する専門的訓 練の場合	生活訓練サービス費(II)の視覚障害者に対する専門的訓練の場合については、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第10号に該当する従業者が視覚障害者である利用者の居宅を訪問する体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た平成18年厚告第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、当該従業者が当該利用者の居宅を訪問して平成18年厚告第523号別表第11の1の2の注1に規定する指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別表 第11の1の注2の 2	適宜必要と認める報酬関係資料
<u>(3) 生活訓練サー</u> ビス費 (Ⅲ)	生活訓練サービス費(III)については、指定 自立訓練(生活訓練)事業所において、標準利 用期間が2年間とされる利用者に対し、指定宿 泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、 1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別表 第11の1の注3	適宜必要と認め る報酬関係資料
<u>(4) 生活訓練サー</u> <u>ビス費 (IV)</u>	生活訓練サービス費 (IV) については、指定自立訓練(生活訓練)事業所において、標準利用期間が3年間とされる利用者に対し、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、利用期間に応じ、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別表 第11の1の注4	適宜必要と認め る報酬関係資料
(5) 共生型生活訓 練サービス費	共生型生活訓練サービス費については、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う事業所において、共生型自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。ただし、地方公共団体が設置する共生型自立訓練(生活訓練)事業所の場合は、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定しているか。	平18厚告523別表 第11の1の注4の 2	適宜必要と認める報酬関係資料
(6)基準該当生活 訓練サービス費	基準該当生活訓練サービス費については、基準該当自立訓練(生活訓練)事業者が基準該当自立訓練(生活訓練)を行う事業所において、基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別表 第11の1の注5	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
(7) その他	(1)から(5)までに掲げる生活訓練サービス費の算定に当たって、(1)については次の①から③までのいずれかに該当する場合に、(2)については次の②又は③に該当する場合に、(3)及び(4)については次の①又は②のいずれかに該当する場合に、(5)については①に該当する場合に、それぞれ①から③までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定しているか。	平18厚告523別表 第11の1の注6 平18厚告550の六	適宜必要と認める報酬関係資料
	① 利用者の数又は従業者の員数が平成18年厚生労働省告示第550号「厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乗じる割合」の六のイ、ロ又はハの表の上欄に定める基準に該当する場合 同表の下欄に定める割合		
	② 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型 自立訓練の提供に当たって、自立訓練(生活訓練)計画等が作成されていない場合 次に掲 げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる割合		
	ア 作成されていない期間が3月未満の場合100分の70イ 作成されていない期間が3月以上の場合100分の50		
	③ 指定自立訓練(生活訓練)事業所等における 指定自立訓練(生活訓練)等の利用者(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間が1年に満たない者を除く。)のサービス利用期間(指定自立訓練(生活訓練)等の利用を開始した日から各月ごとの当該月の末日までの期間をいう。)の平均値が障害者総合支援法施行規則第6条の6第2号に掲げる期間に6月間を加えて得た期間を超えている場合 100分の95	施行規則第6条の6第2号	
(7-2) その他	平成21年厚生労働省告示第176号「厚生労働大臣が定める地域」に居住している利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等に置くべき従業者が当該利用者の居宅を訪問して指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算しているか。	平18厚告523別表 第11の1の注6の 2	適宜必要と認める報酬関係資料
(7-3) その他	指定障害福祉サービス基準第 171 条、第 171 条の 4 及び第 223 条第 1 項において準用する指	平18厚告523別表 第11の1の注6の	適宜必要と認め る報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若し くは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条 第2項若しくは第3項に規定する基準を満たし ていない場合は、1日につき5単位を所定単位数 から減算しているか。ただし、令和5年3月31 日までの間は、指定障害福祉サービス基準第171 条、第171条の4及び第223条第1項において 準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2 第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3 項に規定する基準を満たしていない場合であっ ても、減算していないか。	3	
<u>(7-4) その他</u>	共生型生活訓練サービス費 (Ⅲ) については、 次の①及び②のいずれにも適合するものとして 都道府県知事に届け出た共生型自立訓練 (生活 訓練)事業所について、1日につき 58 単位を加 算しているか。 ① サービス管理責任者を 1 名以上配置してい ること。 ② 地域に貢献する活動を行っていること。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の注 6 の 4	適宜必要と認める報酬関係資料
(8) 障害福祉サー ビス相互の算定 関係	利用者が自立訓練(生活訓練) 以外の障害福祉 サービスを受けている間は、生活訓練サービス 費は、算定されていないか。	平18厚告523別表 第11の1の注7	適宜必要と認める報酬関係資料
2の2 福祉専門 職員配置等加算	(1)福祉専門職員配置等加算(I)については、指定障害福祉サービス基準第166条第1項第1号若しくは第220条第1項第4号若しくは指定障害者支援施設基準第4条第1項第3号の規定により置くべき生活支援員若しくは指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2号の規定により置くべき地域移行支援員(生活支援員等)又は指定障害福祉サービス基準第171条の2第2号若しくは第171条の3第4号の規定により置くべき従業者(共生型自立訓練(生活訓練)従業者)として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の35以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、特定基準該当障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等において、指定自立訓練(生活訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)、指定障害者支援施設が行う自立訓練(生活訓練)、共生型自立訓練(生活訓練)、共生国立訓練(生活訓練)、共生国立訓練(生活訓練)、共生	平18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 2 の注 1	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1 日につき 15 単位を、指定宿泊型自立訓練を 行った場合に、1 日につき 10 単位を加算し ているか。		
	(2)福祉専門職員配置等加算(II)については、生活支援員等又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 2 の注 1	適宜必要と認める報酬関係資料
	(3)福祉専門職員配置等加算(III)については、次の①又は②のいずれかに該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に1日につき6単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に1日につき4単位を加算しているか。ただし、この場合において、(1)の福祉専門職員配置等加算(I)又は(2)の福祉専門職員配置等加算(II)を算定している場合は、算定しない。 ① 生活支援員等又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として配置されている従業者のうち、常勤で配置されている従業者の割合が100分の75以上であること。② 生活支援員等又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者の割合が100分の30以上であること。 ② 生活支援員等又は共生型自立訓練(生活訓練)従業者として常勤で配置されている従業者のうち、3年以上従事している従業者の割合が100分の30以上であること。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 2 の注 2	適宜必要と認める報酬関係資料
2の3 地域移行 支援体制強化加 <u>算</u>	指定障害福祉サービス基準第166条第1項第2 号に掲げる地域移行支援員の配置について、平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣 が定める施設基準」の四のイで定める基準に適 合するものとして都道府県知事に届け出た指定 宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練) 事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った 場合に、所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 1 の 3 の注 平 18 厚告 551 四のイ	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
3 視覚・聴覚言語 障害者支援体制 加算	視覚障害者等である指定自立訓練(生活訓練) 等又は指定宿泊型自立訓練の利用者(生活訓練 サービス費(II)が算定されている利用者を除 く。以下同じ。)の数(重度の視覚障害、聴覚 障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上 の障害を有する利用者については、当該利用者 数に2を乗じて得た数とする。)が当該指定自 立訓練(生活訓練)等又は当該指定宿泊型自立 訓練の利用者の数に100分の30を乗じて得た数 以上であって、視覚障害者等との意思疎通に関 し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の 生活支援に従事する従業者を、指定障害福祉サービス基準第166条、第171条の2第2号、第 171条の3第4号若しくは第220条又は指定障害 者支援施設基準第4条第1項第3号に掲げる人 員配置に加え、常勤換算方法で、当該指定自立 訓練(生活訓練)等又は当該指定宿泊型自立訓 練の利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に 届け出た指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊 型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位 数を加算しているか。	平18厚告523別表第11の2の注	適宜必要と認める報酬関係資料
4 初期加算	指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、 指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立 訓練を行った場合に、当該指定自立訓練(生活訓練)等又は指定宿泊型自立訓練の利用を開始した日から起算して30日以内の期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表 第11の3の注	適宜必要と認める報酬関係資料
<u>5</u> 欠席時対応加 算	指定自立訓練(生活訓練)事業所等において 指定宿泊型自立訓練以外の指定自立訓練(生活 訓練)等を利用する利用者(当該指定障害者支 援施設等に入所する者を除く。)が、あらかじ め当該指定自立訓練(生活訓練)等の利用を予 定していた日に、急病等によりその利用を中止 した場合において、指定障害福祉サービス基準 第166条、第171条の2第2号、第171条の3 第4号若しくは第220条又は指定障害者支援施 設基準第4条の規定により指定自立訓練(生活 訓練)事業所等に置くべき従業者のうちいずれ かの職種の者が、利用者又はその家族等との連 絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該 利用者の状況、相談援助の内容等を記録した場 合に、1月につき4回を限度として、所定単位数 を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の注	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
<u>5の2</u> 医療連携 体制加算	(1) 医療連携体制加算(I) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所又は看護職員配置加算を算定されている事業所を除く。(2) から(5) までにおいて同じ。) に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1目につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 1	適宜必要と認める報酬関係資料
	(2) 医療連携体制加算(II) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して1時間以上2時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、精神科訪問看護・指導料等の算定対象となる利用者については、算定しない。	平18 厚告 523 別表第11 の4の2 の注2	適宜必要と認める報酬関係資料
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が利用者に対して2時間以上の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、1回の訪問につき8人の利用者を限度として、1日につき所定単位数を加算しているか。	平18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 3	適宜必要と認める報酬関係資料
	(4) 医療連携体制加算(IV) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第5の7に該当する者に対して看護を行った場合に、1	平18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 4 平 18 厚告 556	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	回の訪問につき8人の利用者を限度として、 当該看護を受けた利用者の数に応じ、1日に つき所定単位数を加算しているか。ただし、 医療連携体制加算(I)から医療連携体制 加算(III)までのいずれかを算定している 利用者については、算定していないか。		
	(5) 医療連携体制加算(V) については、医療機関等との連携により、看護職員を指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は特定基準該当障害福祉サービス事業所に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員1人に対し、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 5	適宜必要と認める報酬関係資料
	(6) 医療連携体制加算(VI) については、喀痰吸引等が必要な者に対して、認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を行った場合、1日につき所定単位数を加算しているか。ただし、医療連携体制加算(I) から医療連携体制加算(IV) までのいずれかを算定している利用者については、算定していないか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 2 の注 6	適宜必要と認める報酬関係資料
5の3 個別計画 訓練支援加算	次の(1)から(5)までの基準のいずれも満たす ものとして都道府県知事又は市町村長に届け出 た指定自立訓練(生活訓練)事業所等について、 個別訓練実施計画が作成されている利用者に対 して、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場 合に、1日につき所定単位数を加算しているか。 (1)社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心 理師である従業者により、利用者の障害特 性や生活環境等に応じて、障害支援区分に 係る市町村審査会による審査及び判定の基 準等に関する省令別表第1における調査項 目中「応用日常生活動作」、「認知機能」 又は「行動上の障害」に係る個別訓練実施 計画を作成していること。	平18 厚告 523 別表第 11 の 4 の 3 の注	適宜必要と認める報酬関係資料
	(2) 利用者ごとの個別訓練実施計画に従い、 指定自立訓練(生活訓練)等を行っている とともに、利用者の状態を定期的に記録し ていること。 (3) 利用者ごとの個別訓練実施計画の進捗状 況を毎月評価し、必要に応じて当該計画を 見直していること。		

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	(4) 指定障害者支援施設等に入所する利用者 については、従業者により、個別訓練実施 計画に基づき一貫し支援を行うよう、訓練 に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等 の情報を共有していること。		
	(5)(4)に掲げる利用者以外の利用者については、指定自立訓練(生活訓練)事業所等の従業者が、必要に応じ、指定特定相談支援事業者を通じて、指定居宅介護サービスその他の指定障害福祉サービス事業に係る従業者に対し、訓練に係る日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。		
6 短期滯在加算	平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の四のロに定める基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等が、利用者(生活訓練サービス費(III)又は生活訓練サービス費(IV)を受けている者を除く。)に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、主として夜間において家事等の日常生活能力を向上するための支援その他の必要な支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別表 第11の5の注 平18厚告551四の ロ	適宜必要と認める報酬関係資料
<u>6の2</u> 日中支援 加算	指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援に係る支給決定を受けている利用者、地域活動支援センターの利用者、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるものの利用者、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第一医科診療報酬点数表の精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者が心身の状況等によりこれらのサービスを利用することができないときて、当該利用者に対して昼間の時間帯における支援を行った場合であって、当該支援を行った目が1月につき2日を超える場合に、当該2日を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 2 の注	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
6の3 通勤者生 活支援加算	指定宿泊型自立訓練の利用者のうち 100 分の50 以上の者が通常の事業所に雇用されているとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、主として日中において、職場での対人関係の調整や相談・助言及び金銭管理についての指導等就労を定着させるために必要な日常生活上の支援を行っている場合に、1 日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 3 の注	適宜必要と認める報酬関係資料
<u>6の4</u> 入院時支 <u>援特別加算</u>	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所(当該宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。以下6の5において同じ。)への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第166条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の日常生活上の支援を行った場合に、1月に1回を限度として、入院期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 4 の注	適宜必要と認める報酬関係資料
6の5 長期入院時支援特別加算	家族等から入院に係る支援を受けることが困難な指定宿泊型自立訓練の利用者が病院又は診療所への入院を要した場合に、指定障害福祉サービス基準第 166 条の規定により指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、自立訓練(生活訓練)計画に基づき、当該利用者が入院している病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他の目常生活上の支援を行った場合に、1月の入院期間(入院の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間(継続して入院している者にあっては、入院した初日から起算して3月に限る。)について、1目につき所定単位数を加算しているか。ただし、6の4の入院時支援特別加算が算定されている月は算定しない。	平18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 5 の注	適宜必要と認める報酬関係資料
<u>6 の 6 帰宅時支援加算</u>	指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊(体験的な指定共同生活援助、体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助及び体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助の利用	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 6 の注	適宜必要と認め る報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
<u>6の7</u> 長期帰宅 時支援加算	に伴う外泊を含む。6の7において同じ。)した場合に、1月に1回を限度として、外泊期間の日数の合計に応じ、所定単位数を算定しているか。 指定宿泊型自立訓練の利用者が自立訓練(生活訓練)計画に基づき家族等の居宅等において外泊した場合に、1月の外泊期間(外泊の初日及び最終日を除く。)の日数が2日を超える場合に、当該日数を超える期間について、1日につき所定単位数を加算しているか(継続して外泊している者にあっては、外泊した初日から起算して3月に限る。)。ただし、6の6の帰宅時支援加算が算定される月は、算定しない。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 5 の 7 の注	適宜必要と認める報酬関係資料
<u>6の8</u> 地域移行 加算	利用期間が 1 月を超えると見込まれる指定宿泊型自立訓練の利用者 (利用期間が 2 年を超える者を除く。) の退所に先立って、指定障害福祉サービス基準第 166 条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうちいずれかの職種の者が、当該利用者に対して、退所後の生活について相談援助を行い、かつ、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者が退所後生活する居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して退所後の障害福祉サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービスについて相談援助及び連絡調整を行った場合に、利用中 2 回を限度として、所定単位数を加算し、当該利用者の退所後 30 日以内に当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者及びその家族等に対して相談援助を行った場合に、退所後 1 回を限度として所定単位数を加算しているか。ただし、当該利用者が、退所後に他の社会福祉施設等に入所する場合にあっては、算定しない。	平18厚告523別表第11の5の8の注	適宜必要と認める報酬関係資料
6の9 地域生活 移行個別支援特 別加算	平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」の四のハで定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」の九で定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日に	平18厚告523別表 第11の5の9の注 平18厚告551 四のハ 平18厚告556 の九	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
三眼事項 6の10 精神障害 者地域移行特別 加算	一つき所定単位数を加算しているか。 指定障害福祉サービス基準第 171 条において 準用する指定障害福祉サービス基準第 89 条に規定する運営規程に定める主たる対象とする障害 者の種類に精神障害者を含み、かつ、指定障害福祉サービス基準第 166 条の規定により指定自立訓練(生活訓練)事業所に置くべき従業者のうち、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者を 1 人以上配置するものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において、当該社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等である従業者が、精神科病院に 1 年以上入院していた精神障害者であって当該精神科病院を退院してから 1 年以内のものに対し、自立訓練(生活訓練)計画を作成するとともに、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援等を行った場合に、1 日につき所定単位数を	平18厚告523別表 第11の5の10の 注	確認又書 適宜必要と認め る報酬関係資料
6の11 強度行動 障害者地域移行 特別加算	加算しているか。ただし、6の9の地域生活移 行支援特別加算を算定している場合は、算定し ていないか。 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働 大臣が定める施設基準」第四号のニに適合する ものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型 自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業 所において、指定障害者支援施設等又は指定障 害児入所施設等に1年以上入所していた者であ って当該施設等を退所してから1年以内のもの のうち、平成18年厚生労働省告示第543号「厚 生労働大臣が定める基準」第29号に適合すると 認められた利用者に対し、自立訓練(生活訓練) 計画に基づき、地域で生活するために必要な相 談援助や個別の支援等を行った場合に、1日につ き所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表 第11の5の11の 注	適宜必要と認める報酬関係資料
7 利用者負担上限額管理加算	指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定宿泊型自立訓練の事業を行う者及び精神障害者退院支援施設を除く。)、共生型自立訓練(生活訓練)の事業を行う者又は指定障害者支援施設等が、利用者負担額合計額の管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算しているか。	平18厚告523別表 第11の6の注	適宜必要と認める報酬関係資料
8 食事提供体制 加算 (1)食事提供体 制加算(I)	食事提供体制加算(I)については、低所得 者等(6の短期滞在加算が算定される者及び指定 宿泊型自立訓練の利用者に限る。)に対して、	平18厚告523別表 第11の7の注1	適宜必要と認め る報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	指定自立訓練(生活訓練)事業所等に従事する 調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立 訓練(生活訓練)事業所等の責任において食事 提供のための体制を整えているものとして都道 府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立 訓練(生活訓練)事業所等において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める 日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。		
(2)食事提供体制加算(II)	食事提供体制加算(II)については、低所得者等であって自立訓練(生活訓練)計画等により食事の提供を行うこととなっている利用者((1)に規定する利用者以外の者であって、指定障害者支援施設等に入所するものを除く。)又は低所得者等である基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者に対して、指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所の責任において食事提供のための体制を整えているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所において、食事の提供を行った場合に、別に厚生労働大臣が定める日までの間、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 7 の注 2	適宜必要と認める報酬関係資料
9 精神障害者退院支援施設加算	平成 18 年厚生労働省告示第 551 号「厚生労働大臣が定める施設基準」の四のホに定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを含む。以下において同じ。)の精神病床を転換して指定自立訓練(生活訓練)又は指定就労移行支援に併せて居住の場を提供する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定就労移行支援事業所若しくは認定指定就労移行支援事業所であって、法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までに指定を受けた事業所(精神障害者退院支援施設)である指定自立訓練(生活訓練)事業所において、精神病床におおむね 1 年以上入院していた精神障害者その他これに準ずる精神障害者に対して、居住の場を提供した場合に、1 日につき所定単位数を算定しているか。	平18厚告523別表 第11の8の注 平18厚告551四の ホ	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
10 夜間支援等体制加算	(1) 夜間支援等体制加算(I) については、 夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用 者に対し夜間及び深夜の時間帯を通じて必 要な介護等の支援を提供できる体制を確保 しているものとして都道府県知事が認めた 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練 (生活訓練) 事業所において、指定宿泊型 自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利 用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加 算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の注 1	適宜必要と認める報酬関係資料
	(2) 夜間支援等体制加算(II) については、 宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用 者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じ て、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等 を提供できる体制を確保しているものとし て都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所 において、指定宿泊型自立訓練を行った場 合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日 につき所定単位数を加算しているか。ただ し、(1) の夜間支援等体制加算(I) の算 定対象となる利用者については、算定しな い。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の注 2	適宜必要と認める報酬関係資料
	(3) 夜間支援等体制加算(III) については、 夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に 病状の急変その他の緊急の事態が生じた時 に、利用者の呼び出し等に速やかに対応で きるよう、常時の連絡体制又は防災体制を 確保しているものとして都道府県知事が認 めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓 練(生活訓練)事業所において、指定宿泊 型自立訓練を行った場合に、1日につき所定 単位数を加算しているか。ただし、(1)の 夜間支援等体制加算(II)又は(2)の夜間 支援等体制加算(II)の算定対象となる利 用者については、算定しない。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 9 の注 3	適宜必要と認める報酬関係資料
11 看護職員配置 加算	(1) 看護職員配置加算(I) については、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 10 の 注 1	適宜必要と認め る報酬関係資料

	着眼点	根拠法令	確認文書
	(2) 看護職員配置加算(II) については、健康上の管理などの必要がある利用者がいるために看護職員を常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 10 の 注 2	適宜必要と認める報酬関係資料
12 送迎加算	(1) 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」第四号に定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。)を除く。)において、利用者(指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所、共生型自立訓練(生活訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 11 の 注 1 平 24 厚告 268 の三 準用 (一)	適宜必要と認める報酬関係資料
	(2) 平成 24 年厚生労働省告示第 268 号「厚生労働大臣が定める送迎」第四号に定める送迎のを実施している場合は、所定単位数の 100分の 70 に相当する単位数を算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 11 の 注 2	適宜必要と認める報酬関係資料
13 障害福祉サー ビスの体験利用 支援加算	(1)障害福祉サービス体験利用支援加算(I)、 障害福祉サービス体験利用支援加算(II) については、指定障害者支援施設等において指定自立訓練(生活訓練)を利用する利 用者が、指定地域移行支援の障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、次の①又は②のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該利用者の状況、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定しているか。 ① 体験的な利用支援の利用の日において 昼間の時間帯における訓練等の支援を行った場合	平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の 注 1	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	② 障害福祉サービスの体験的な利用支援 に係る指定一般相談支援事業者との連絡 調整その他の相談援助を行った場合		
	(2) 障害福祉サービスの体験利用支援加算 (I) については、体験的な利用支援の利 用 を開始した日から起算して 5 日以内の 期間に ついて算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の 注 2	適宜必要と認める報酬関係資料
	(3) 障害福祉サービスの体験利用支援加算 (Ⅱ) については、体験的な利用支援の利 用 を開始した日から起算して6日以上15 日以内 の期間について算定しているか。	平 18 厚告 523 別表第11の12の注 3	適宜必要と認める報酬関係資料
	(4) 障害福祉サービスの体験利用支援加算が 算定されている指定障害者支援施設等が、 平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労 働大臣が定める施設基準」第四号のへに適 合するものとして都道府県知事に届け出た 場合に、更に1日につき所定単位数に50単 位を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の 注 4	適宜必要と認める報酬関係資料
13-2 社会生活 支援特別加算	平成18年厚生労働省告示第551号「厚生労働大臣が定める施設基準」第四号のトに適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、平成18年厚生労働省告示第556号「厚生労働大臣が定める者」第九号に規定する者に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の 2 注	適宜必要と認める報酬関係資料
13-3 就労移行 支援体制加算	指定自立訓練(生活訓練)事業所等における 指定自立訓練(生活訓練)等を受けた後就労(主 眼事項及び着眼点等(指定就労継続支援A型) の第7の2の(2)に規定する指定就労継続支 援A型事業所等への移行を除く。)し、就労を 継続している期間が6月に達した者(「就労定 着者」)が前年度において1人以上いるものと して都道府県知事又は市町村長に届け出た指定 自立訓練(生活訓練)事業所等において、指定 自立訓練(生活訓練)等を行った場合に、1日に	平 18 厚告 523 別表第 11 の 12 の 3 注	適宜必要と認める報酬関係資料

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	つき当該指定自立訓練(生活訓練)等の行った 日の属する年度の利用定員に応じた所定単位数 に就労定着者の数を乗じて得た単位数を加算し ているか。		
14 福祉·介護職員 処遇改善加算	平成18年厚生労働省告示第543号「厚生労働大臣が定める基準」の三十の基準に適合している福祉・介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所(国、のぞみの園又は独立行政法人国立病院機構が行う場合を除く。15において同じ。)が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合にあっては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。 (1)福祉・介護職員処遇改善加算(I) 2から13-3までにより算定した単位数の1000分の67に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の68に相当する単位数)	平 18 厚告 523 別表第 11 の 13 の 注 平 18 厚告 543 の三 十	適宜必要と認める報酬関係資料
	(2) 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 2から13-3までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の50に相当する単位数)		
	(3) 福祉・介護職員処遇改善加算(III) 2から13-3までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数)		
15 福祉·介護職員 等特定処遇改善 加算	平成18年厚生労働省告示第543号に規定する「厚生労働大臣が定める基準」の三十一に適合している福祉・介護職員を中心とした従業者の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等又は基準該当自立訓練(生活訓練)事業所が、利用者に対し、指定自立訓練(生活訓練)等又は基準該当自立訓練(生活訓練)を行った場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。	平 18 厚告 523 別表第 11 の 14 の注 平 18 厚告 543 の 三十一 十七 (準用)	適宜必要と認める報酬関係資料
	<u>ただし、次に掲げる一方の加算を算定してい</u>		

主眼事項	着眼点	根拠法令	確認文書
	る場合にあっては、次に掲げる他方の加算は算定していないか。 ① 福祉・介護職員特定処遇改善加算(I) 2 から13-3までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては1000分の26に相当する単位数) ② 福祉・介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) 2 から13-3までにより算定した単位数の1000分の36に相当する単位数(指定障害者支援施設にあっては1000分の26に相当する単位数)		

⁽注) 下線を付した項目が標準確認項目